明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

第四条　料金

1　オーストラリア、ベラルーシ、カナダ及びニュージーランドは、条約の施行規則に定める料金以外の郵便料金が自国の法令に適合する場合には、条約第十五条の規定にかかわらず、これを徴収することができる。

2　ブラジルは、条約第十五条の規定にかかわらず、物品を包有する普通通常郵便物であって税関及び安全に関する要請により追跡の対象となったものの受取人から追加料金を徴収することができる。

第五条　盲人用郵便物についての郵便料金の免除に対する例外

1　インドネシア、セントビンセント及びグレナディーン諸島及びトルコは、自国の内国業務につき盲人用郵便物について郵便料金の免除を認めていないので、条約第十六条の規定にかかわらず、同条に規定する普通料金及び特別業務に関する料金を徴収することができる。ただし、当該普通料金及び特別業務に関する料金の額は、自国の内国業務についてのこれらの料金の額を超えることができない。

2　フランスは、自国の規則に従うことを条件として、盲人用郵便物に関する条約第十六条の規定を適用する。

3　ブラジルは、条約第十六条3の規定にかかわらず、自国の法令に従い、差出人及び受取人が盲人又は盲人のための機関の郵便物についてのみ、盲人用郵便物とみなす権利を留保する。これらの条件を満たさない郵便物は、郵便料金支払の対象とする。

4　ニュージーランドは、条約第十六条の規定にかかわらず、自国の内国業務において郵便料金が免除される郵便物についてのみ、自国での配達のため、盲人用郵便物として引き受ける。

5　フィンランドは、条約第十六条の規定にかかわらず、自国の内国業務につき盲人用郵便物について郵便料金の免除を認めていないので、大会議によって採択された同条の定義に基づく盲人用郵便物であって外国に宛てて差し出されるものについて自国の内国制度における料金を徴収することができる。

6　カナダ、デンマーク及びスウェーデンは、条約第十六条の規定にかかわらず、自国の国内法令に定める範囲においてのみ、盲人用郵便物について郵便料金の免除を認める。

7　アイスランドは、条約第十六条の規定にかかわらず、自国の国内法令に定める限度においてのみ、盲人用郵便物について郵便料金の免除を認める。

8　オーストラリアは、条約第十六条の規定にかかわらず、自国の内国業務において郵便料金が免除される郵便物についてのみ、自国での配達のため、盲人用郵便物として引き受ける。

9　ドイツ、アメリカ合衆国、オーストラリア、アゼルバイジャン、カナダ、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、日本国及びスイスは、条約第十六条の規定にかかわらず、自国の内国業務につき盲人用郵便物について適用している特別業務に関する料金を徴収することができる。

第六条　基礎業務

1　オーストラリアは、条約第十七条の規定にかかわらず、小包郵便業務を基礎業務に含めることを認めない。

2　条約第十七条2.4の規定は、自国の法令がより低い重量制限を課しているグレートブリテン及び北アイルランド連合王国については、適用しない。同国における健康及び安全に関する法令は、郵袋の重量を二十キログラムに制限している。

3　アゼルバイジャン、カザフスタン、キルギス及びウズベキスタンは、条約第十七条2.4の規定にかかわらず、自国宛ての及び自国から発送するM郵袋の重量制限を二十キログラムとすることができる。

第七条　受取通知

1　カナダ及びスウェーデンは、自国の内国制度において小包の受取通知の業務を行っていないため、条約第十八条3.3の規定を小包について適用しないことができる。

2　デンマーク及びグレートブリテン及び北アイルランド連合王国は、条約第十八条3.3の規定にかかわらず、自国の内国制度において受取通知の業務を行っていないため、自国宛ての受取通知を受理しない権利を留保する。

3　ブラジルは、条約第十八条3.3の規定にかかわらず、電子的手段によって返送することが可能な場合に限り、自国宛ての受取通知を受理することができる。

第八条　通常郵便に関する禁制

1　レバノン及び朝鮮民主主義人民共和国は、例外的に、硬貨、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する書留郵便物を引き受けない。また、これらの国は、書留郵便物及びガラス製品又は壊れやすい物品を包有する郵便物の盗取又は損傷の場合の責任に関しては、条約の施行規則を厳格に遵守する義務を負わない。

2　サウジアラビア、ボリビア、中華人民共和国（香港特別行政区を除く。）、イラク、ネパール、パキスタン、スーダン及びベトナムは、例外的に、硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する書留郵便物を引き受けない。

3　ミャンマーは、自国の国内法令に抵触するため、条約第十九条6に規定する貴重品を包有する保険付通常郵便物を引き受けない権利を留保する。

4　ネパールは、特別の取決めがない限り、紙幣又は硬貨を包有する書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けない。

5　ウズベキスタンは、硬貨、銀行券、小切手、郵便切手又は外国の貨幣を包有する書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けず、また、このような郵便物の亡失又は損傷の場合の責任を認めない。

6　イラン・イスラム共和国は、イスラム教の原理に反する物品を包有する通常郵便物を引き受けず、硬貨、銀行券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する普通通常郵便物、書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けない権利を留保し、また、このような郵便物の亡失又は損傷の場合の責任を認めない。

7　フィリピンは、硬貨、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉その他の貴重品を包有する普通通常郵便物、書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けない権利を留保する。

8　オーストラリアは、地金又は銀行券を包有する通常郵便物を引き受けない。また、同国は、宝石、貴金属、珠玉、証書、硬貨その他譲渡可能な有価証券のような貴重品を包有する自国宛ての書留郵便物又は開袋継通常郵便物を引き受けない。同国は、このような留保に反して差し出された郵便物について責任を認めない。

9　中華人民共和国（香港特別行政区を除く。）は、自国の国内法令に従い、硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券又は旅行小切手を包有する保険付通常郵便物を引き受けない。

10　ラトビア及びモンゴルは、自国の国内法令に抵触するため、硬貨、銀行券、持参人払有価証券及び旅行小切手を包有する普通通常郵便物、書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けない権利を留保する。

11　ブラジルは、通用している硬貨及び銀行券並びに各種の持参人払有価証券を包有する普通通常郵便物、書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けない権利を留保する。

12　ベトナムは、物品を包有する書状を引き受けない権利を留保する。

13　インドネシアは、硬貨、銀行券、小切手、郵便切手、外国為替又は各種の持参人払有価証券を包有する自国宛ての書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けず、また、このような郵便物の亡失又は損傷の場合の責任を認めない。

14　キルギスは、硬貨、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する普通通常郵便物、書留郵便物、保険付通常郵便物又は小形包装物を引き受けない権利を留保し、また、このような郵便物又は小形包装物の亡失又は損傷の場合の責任を認めない。